

元プロ野球選手 が直接指導

2012

2



■『少年少女野球教室』開催

元プロ野球選手が直接指導する『少年少女野球教室』が12月10日(土)に総合運動公園野球場において開催されました。元巨人の篠塚和典さん・杉山直樹さん・緒方耕一さん、元ヤクルトの川崎憲次郎さんの4人(左写真:右から)を講師に迎え、プロ選手からの直接指導によって、スポーツに対する子どもの意識や技術力の向上などを図るために行われました。

子どもたちは部門別に分かれ、守備練習と打撃練習を行い、フォームや心構えなどについて身振り手振りのアドバイスを受けていました。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

- 個人住民税の主な改正点 … 2
- 阿見町議会議員一般選挙案内 … 4
- ご存じですか?医療福祉費(マル福)制度 … 7
- 平成24年度県民交通災害共済加入受付案内 … 8
- 阿見町マラソン大会結果報告 …10
- まちのできごと …12

広報あみ

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

ご自分の税金控除について点検してみませんか

個人住民税の主な改正点

平成 24 年度から適用される個人住民税の税制改正についてお知らせします

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

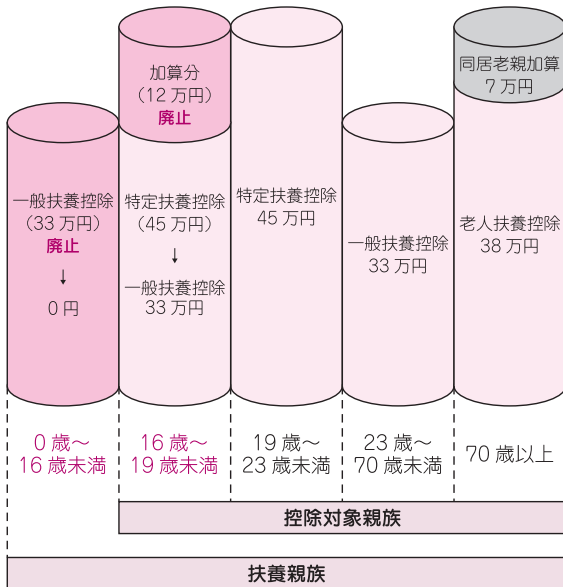
扶養控除の見直し

平成 24 年度分の個人住民税（町・県民税）から、年少扶養親族（16 歳未満の扶養親族）に対する扶養控除が廃止されます。

特定扶養親族（16 歳～23 歳未満）のうち、16 歳～19 歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12 万円）が廃止され、一般扶養控除（控除額 33 万円）となります。

「扶養親族」とは、所得者と生計を一にする、配偶者以外の親族（6 親等内の血族と 3 親等内の姻族）といわゆる里子や養護老人で

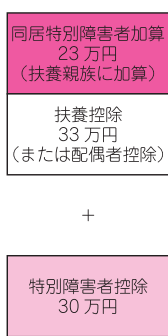
▼住民税の扶養控除等の改正



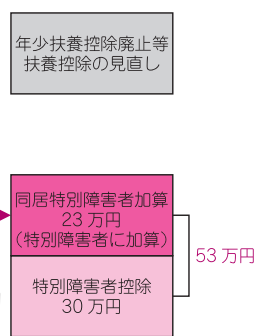
※0 歳～16 歳未満の扶養親族も障害者控除・非課税限度額などの判定のため、確定申告書などに記載が必要となります

（参考）同居特別障害者加算の改正

【改正前】



【改正後】



※その他の改正点については、お問い合わせください

同居特別障害者の特例措置の改正

年少扶養親族（16 歳未満の扶養親族）に対する扶養控除の廃止に伴い、所得割の納税義務者の控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合において、配偶者控除または扶養控除の額に 23 万円を加算する措置が、特別障害者に対する障害者控除の額（30 万円）に、23 万円を加算し、53 万円とする措置に改正されます。

●所得税確定申告・住民税申告の相談会 場所:役場 3 階 301 会議室

所得税還付申告・住民税申告 2 月 8 日(水)～15 日(水) ※土・日を除く 受付時間:午前 7 時～午後 3 時 30 分

所得税確定申告・住民税申告 2 月 16 日(木)～3 月 15 日(木) ※土・日を除く 受付時間:午前 7 時～午後 3 時 30 分

および日曜申告 2 月 19 日(日)、26 日(日) 受付時間:午前 7 時～11 時

※役場庁舎の北口玄関を午前 7 時に開錠します。3 階の申告相談会場入口に備えてある受付番号簿に氏名を記入してください。相談開始時間は午前 8 時 45 分からです。提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な資料がそろっていない場合には申告相談は受付できません。また、役場では申告相談ができない種類の申告があります(竜ヶ崎税務署でご相談ください)。申告相談会のさらに詳しい内容については、広報あみ 1 月号に掲載しましたのでお読みください

東日本大震災により被害を受けられた人へ

雑損控除

東日本大震災により、ご本人や扶養するご家族などが所有する住宅や家財などに損害を受けられた人は、雑損控除など所得税・住民税の軽減措置が適用となる場合があります

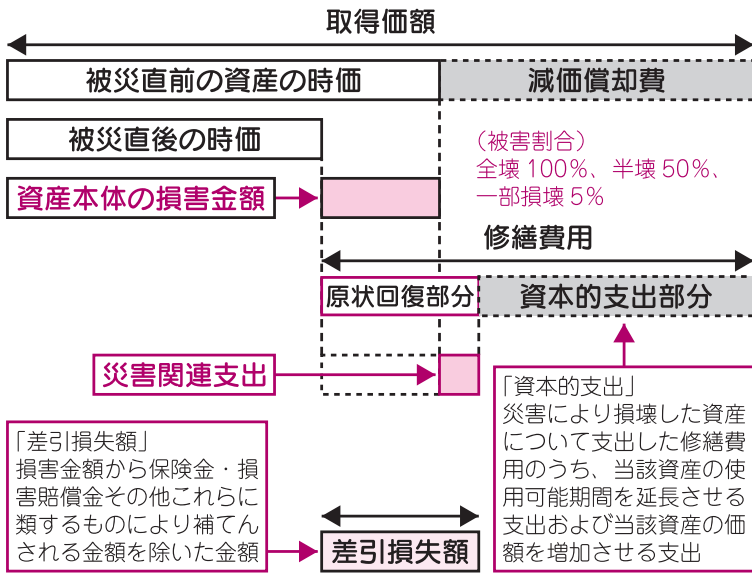
問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

東日本大震災により被害を受けられた人へ

震災により、ご本人や扶養するご家族などが所有する住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除など所得税・住民税の軽減措置の適用を受けることができます。

対象となる資産の範囲

生活に通常必要な資産（棚



雑損控除額=次のいずれか多いほうの金額

- ① 差引損失額 - 所得金額の10分の1
- ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円

控除額の計算

雑損控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれが多いほうとなります。

①「差引損失額（損害金額 - 保険金等で補てんされる金額）」

②「差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円」

○「差引損失額」
損害金額から保険金・損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額を除いた金額

○「資本的支出」
災害により損壊した資産について支出した修繕費用のうち、当該資産の使用可能期間を延長させる支出および当該資産の価額を増加させる支出

○「差引損失額」
差引損失額は、差引損失額から災害関連支出を差し引いた金額

○「差引損失額のうち災害関連支出の金額」
災害関連支出とは、被災により発生した住宅や家財などの取壊しまたは除去するための費用

○「住宅や家財などの原状回復のための支出（資産の損失部分を除く）」
住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出

○「住宅や家財などの取壊しまたは除去のための費用」
被災により発生した住宅や家財などの取壊しまたは除去するための費用

○「所得金額の10分の1」
所得金額とは、課税所得金額

○「5万円」
50,000円

申告時に必要なもの

- ▼被害を受けた資産・取得時期・取得価額の分かるもの
- ▼被害を受けた資産の取壊し費用・除去費用などの分かるもの
- ▼被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ▼市町村から交付された「り災証明書」
- ▼その他、所得税の確定申告・住民税申告に必要な所得金額や所得控除の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書）、印章、所得税が還付となる人は、還付金振込先の金融機関名および口座番号の分かるもの
- ※災害減免法による所得税の軽減免除を選択した人は、住民税の雑損控除の申告書の提出が必要です

※震災による事業用資産・棚卸資産などの被害の申告は、竜ヶ崎税務署へ相談してください

竜ヶ崎税務署 ☎0297-661303（自動音声案内）



●問い合わせ: 町選挙管理委員会 (役場 2 階総務課内) ☎ 888-1111 (214・215)

3月25日(日)は、阿見町議会議員一般選挙の投票日です

来る3月25日(日)は、阿見町議会議員一般選挙の投票日です。皆さんの大切な一票、棄権しないでそろって投票しましょう。
※投・開票状況はホームページで速報します

■今回の選挙で投票できる人

- 次のすべての条件を満たしていることが必要です。
- 阿見町の選挙人名簿に登録されている人
- 阿見町に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民(平成4年3月26日までに生まれた人)
- 登録の基準日(3月19日)まで引き続き3か月以上阿見町に住み、住民基本台帳に登録されている人(平成23年12月19日までに転入手続きをした人)

■投票の方法

投票用紙に候補者名を1人書いて投票してください。

●投票日に投票所で投票

- ▼時間: 午前7時～午後8時
- ▼場所: 町内17投票所(入場券でご確認をお願いします)▼持参するもの: 投票所入場券(入場券がない)

●期日前投票

投票日当日に、仕事やレジャーなどで投票ができない人は、期日前投票をすることができます。(宣誓書への署名、提出が必要となります)

- ▼期間: 3月21日(水)～24日(土) ※告示日当日(3月20日)は、投票ができません。ご注意ください
- ▼時間: 午前8時30分～午後8時
- ▼場所: 役場1階ロビー
- ▼持参するもの: 投票所入場券(入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます)

●他市町村で不在者投票

出張などで投票日当日の投票や期日前投票ができない人は、阿見町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙の到着後、滞在

くても、選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます)

地選挙管理委員会が指定する場所です。不在者投票をすることができません。

■郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体に重度の障害等がある人が自宅で不在者投票をできる制度です。事前に申請する必要があります。また投票日の4日前までに投票用紙の請求をする必要がありますので、希望する人は、お早めに阿見町の選挙管理委員会までお問い合わせください。

■代理投票・点字投票

身体上の故障や字を知らないなどの理由で、投票用紙に自書できない人は、投票所の係員が代筆します。代筆を希望

する人は、当日係員に申し出て下さい。また、目の不自由な人は、点字で投票することができます。点字器は投票所で用意しますので、当日係員に申し出て下さい。

■立候補に向けた説明会等

- 立候補予定者説明会
 - ▼日時: 2月17日(金) 午後2時から
 - ▼場所: 総合保健福祉会館「さわやかセンタ1」2階大会議室
- 立候補届出事前審査
 - ▼日時: 3月6日(火) 午前9時～午後5時
 - ▼場所: 役場3階305会議室
- 出納責任者説明会
 - ▼日時: 3月7日(水) 午後2時から
 - ▼場所: 総合保健福祉会館「さわやかセンタ1」2階大会議室

●立候補届出受付

- ▼日時: 3月20日(火) 午前8時30分～午後5時
- ▼場所: 役場3階301会議室

■募集内容

区分	期日前投票	投票日当日
期間	3月21日(水)～24日(土)のうち希望する日	3月25日(日)
時間	午前8時30分～午後8時	午前7時～午後8時
報酬(日額)	9,500円	10,700円
場所	役場1階ロビー	ご自分が投票される投票所
募集人数	8人(各日2人)	34人(各投票所2人)
対象	町の選挙人名簿に登録されている人	
申込方法	2月22日(水)までに直接町選挙管理委員会(役場2階総務課内)に申し込む ※定員を超えた場合抽選	

■「投票立会人」の募集

町では、投票所における「投票立会人」を次のとおり募集します。

- 告示日: 3月20日(火)
- 投票日: 3月25日(日)
- 投票時間: 午前7時～午後8時
- 投票場所: 町内17投票所(入場券に記載・ホームページにも掲載中)

国民年金は、まず届出から



結婚や就職・転職・退職などにより国民年金の加入の仕方が変わることがあり、その都度届出が必要になります。届出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受け取れなくなる場合もあります。届出は、忘れずに行いましょう。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

届け出が必要なとき		種別(※1)	届出先	
第1号被保険者	20歳になった(厚生年金・共済組合の加入者を除く)	第1号	国保年金課	
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第1号→第2号	勤務先(※2)
		共済組合に加入		
	住所・氏名が変わった	第1号	国保年金課	
	任意加入する	任意加入被保険者	国保年金課	
	海外に転出する人が引き続き国民年金に加入する	任意加入被保険者	国内に親族がいる…最終住所地の市町村 いない…最終住所地を管轄する年金事務所	
	保険料を納めるのが困難	第1号	国保年金課	
	保険料を口座振替で納めたい	第1号	金融機関・年金事務所	
年金手帳をなくした	第1号	国保年金課・年金事務所		
第2号被保険者	会社・役所などを退職した	本人	第2号→第1号	国保年金課
		扶養されている配偶者	第3号→第1号	
	会社などを退職し、配偶者(第2号被保険者)の扶養になる	第2号→第3号	配偶者の勤務先	
	住所・氏名が変わった	第2号	勤務先	
年金手帳をなくした	第2号	勤務先		
第3号被保険者	20歳になった	第3号	配偶者の勤務先	
	会社・役所などに就職した	厚生年金に加入	第3号→第2号	勤務先
		共済組合に加入		
	配偶者が会社を変った(加入制度が変わらない場合を除く)	第3号	配偶者の新しい勤務先	
	配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになった	第1号→第3号 第2号→第3号	配偶者の勤務先	
	収入増・離婚で配偶者の扶養から外れた	第3号→第1号	国保年金課	
	住所・氏名が変わった	第3号	配偶者の勤務先	
年金手帳をなくした	第3号	年金事務所		

※1 種別: ▼第1号被保険者: 自営業者・農林漁業従事者・学生・無職の人など ▼第2号被保険者: 会社員・公務員

▼第3号被保険者: 第2号被保険者に扶養されている配偶者

※2 基本的には会社等で厚生年金等の加入手続きをすれば国民年金の資格は自動喪失となりますが、会社等で保険証を受領した時点で国保年金課窓口において国民年金の喪失届をすれば、より速やかな切り替えができます

国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です！ 2月29日までに手続きを！

1年前納(4月～翌年3月分)、半年前納(4月～9月分・10月～翌年3月分)の口座振替の申し込みは、**2月29日(水)までに**、各金融機関の窓口または年金事務所にて手続きしてください。

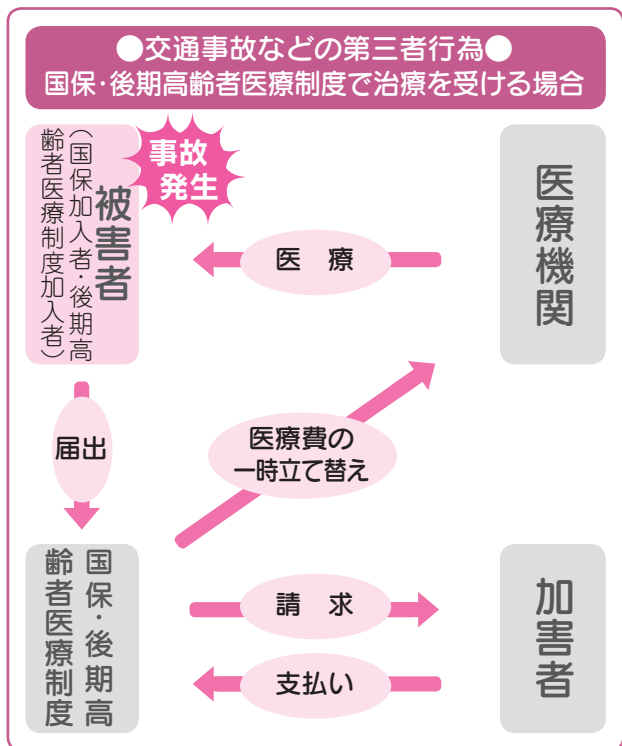
※当月分を当月末に振り替え(50円割引)の早割制度は、随時受け付けています

●問い合わせ 土浦年金事務所 ☎824-7121

国保・後期高齢者医療制度の被保険者が 交通事故など第三者の行為による負傷にあったときは

必ず届け出を！

国保年金課国保係・後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (131～135)



交 通事故やけんかなど第
三者の行為による負傷
で治療を受けたときの医療費
は、原則として加害者が負担
すべきものです。しかし、届
出をすることにより、国保や
後期高齢者医療制度を使って
治療を受けることができま
す。

■医療費は加害者が負担
交通事故など第三者の行為
による負傷は、原則として加
害者に責任があります。この
ため、国保・後期高齢者医療
制度が負担した医療費は、後

日加害者に請求することにな
ります。

この請求を適正に行うため
にも、第三者の行為による負
傷において健康保険で治療を
受けたときは、必ず国保年金
課へ届け出をしてください。

■第三者の行為に該当
する場合とは？

次のようなときは、国保年
金課へ『第三者行為による傷
病届』の届出が必要となりま
す。▼交通事故にあつたとき
—けんかに巻き込まれたとき
—など

■交通事故にあつたと
きは？

①警察に届け出る

交通事故にあつたら速や
かに警察に届け出て、自動
車安全運転センターから『事
故証明書』を発行してもらい
ます。

②国保年金課窓口へ届け出る

▼印鑑▼健康保険証▼事
故証明書(後日でも可)▼運
転免許証(車・バイクなどの
場合) —を持参して、国保
年金課の窓口へ届け出をし
てください。

※相手のいない自損事故の場
合も、必ず届け出をしてく
ださい

■交通事故にあつたと
きの注意点

●事故の相手を確認する
お互いの連絡先・車のナン
バー・運転免許証(住所・氏名
など)・加入している保険会社
などを確認します。

●医師の診察を受ける

事故直後はショックで痛み
を感じなくても、負傷してい
る場合があります。また、損
害賠償請求には多くの場合、
診断書や医療機関の領収書が
必要となります。

■示談を結ぶ前に届け
出・手続きを

国保年金課に届け出る前に
加害者から治療費を受け取つ
たり、示談を済ませてしまつ
たりすると、国保・後期高齢
者医療制度が使えなくなるこ
とがあります。

示談を結ぶ前に必ず国保年
金課にご相談のうえ、必要な
届け出・手続きをしてくださ
い。

■こんなとき国保や後
期高齢者医療制度は
使える？

Q交通事故加害者としてケガ
をした場合は？

A届出をすれば使えます

ただし、飲酒運転や無免許
運転などの故意の犯罪行為
だった場合は、給付制限に
該当し、医療費は全額自己
負担となります

Q仕事中や通勤途中での事故
は？

A労災保険が優先適用されま
す
業務中や通勤途中の交通事
故によるケガは、労災保険
で治療を受けるのが原則で
す

ご存じですか？

医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

町に住所があり、各種健康保険に加入している人のうち、次のいずれかに該当する人に對し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

■対象となる人

●小児

▼0歳～小学校6年生

●重度心身障害者

▼身体障害者手帳1・2級の交付を受けている

▼心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスまたは肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている

▼療育手帳(判定A以上)の交付を受けている

▼療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている

▼障害基礎年金1級に該当する障害年金を受給している

※65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が条件となります

●母子(父子)家庭

▼配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕

生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満)

●妊産婦

▼母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

■マル福の申請と届出

国保年金課窓口へ左記のものを持参し、申請してください。年に1回更新があります(小児に該当する小学校4～6年生と妊産婦を除く)。

●持参するもの

▼健康保険証

▼印鑑

▼小児に該当の人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの

▼重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・障害年金証書

▼妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの

▼転入等により町で所得が確認でき

ない人は所得のわかる証明書(住民税課税証明書等)必要な年度は対象者により異なりますので、担当係までお問い合わせください

■県内の病院にかかる場合は…

健康保険証と医療福祉費受給者証を医療機関等の窓口へ提示してください。

※妊産婦の人は、医療機関へのかかり方などがほかの対象者と異なりますので、担当係までお問い合わせください

■県外の病院にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときや、受給者証を提示しないで診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、指定口座に振り込みます。

●持参するもの

▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可、受診者名・保険点数の記載のあるもの)

▼医療福祉費受給者証

▼健康保険証

▼印鑑

▼金融機関の口座番号のわかるもの

▼転入等により町で所得が確認でき

座番号のわかるもの

※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

■医療費の自己負担制度

外来診療の場合、ひとつの医療機関につき、1日600円、月2回1200円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。

なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません。

入院の場合、1日3000円、月3000円を限度に自己負担となります(重度心身障害者該当の人を除く)。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります。

なお、小児の人の外来および入院自己負担金は町が助成します(3か月に一度、指定口座に振り込み)。外来自己負担金が600円未満の場合には、国保年金課窓口で外来自己負担金の支給を申請してください(持参するもの)

▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可、受診者名・保険点数の記載のあるもの)

▼医療福祉費受給者証

▼健康保険証

▼印鑑

▼金融機関の口座番号のわかるもの

▼転入等により町で所得が確認でき

▼転入等により町で所得が確認でき

▼転入等により町で所得が確認でき

▼転入等により町で所得が確認でき

県民交通災害共済

全加入者の共済期間が
3月31日で終了します。
継続加入手続きはお早めに！



小さな備えで
たしかな安心。

2月1日より
平成24年度の
加入受付開始

問い合わせ 町民活動推進課 ☎888-1111 (272・273)

県 民交通災害共済は、県内在住者を対象とした、交通事故災害の救済制度です。県内市町村の住民基本台帳に登録されている人または外国人登録をしている人が加入できます。年齢制限はありません。加入者には日本国内で生じた交通事故災害に対して、見舞金を給付します。

会費・見舞金等

- 会費（1年間）…▼大人…900円▼中学生以下（4月1日現在）…500円
- 見舞金…▼死亡…100万円▼最高傷害…30万円▼身障見舞金…50万円

申し込み方法等

所定の申込書に記入のうえ、会費を添えて役場2階町民活動推進課またはうずら出張所に申し込む。

平成24年度の加入受付は、2月1日から開始します。共済期間は4月1日（4月1日以降申し込みの場合は、申し込み日の翌日から適用になります）から来年3月31日までです。

対象になる事故

共済期間中の▼日本国内の道路上を運行中の自動車・バイク・自転車等の接触・衝突・転落・転覆などの事故による人の死傷▼踏切道における電車等との接触・衝突の事故による人の死傷——が対象です。

給付できない場合

● 共済見舞金の全部…▼会員または見舞金受取人の故意による事故▼会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故▼地震・洪水・暴風・そのほかの天災で生じた事故

共済見舞金の全部または一部…▼

正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
▼会員または見舞金受取人の重大な過失による事故▼そのほか法令に違反し組合長が不適当と認める事故

請求手続き等

● 共済見舞金の請求方法…次の①～⑤の書類と印鑑を持

参のうえ役場2階町民活動推進課に請求する。①会員

証②運転免許証（免許の必要な車両を運転中の事故のとき）③交通事故証明書（自動車安全運転センター所長発行のもの）※この証明書がない場合は、指定の証明書類により9等級（3万円）までの制限支給になります

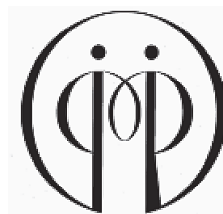
④診断書（医師の診断書・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術証明書が必要。見込み診断書不可）※同日に2か所以上の治療機関に通院しているときは、1日として計算⑤委任状（請求人（未成年の場合親権者）以外の人が請求するとき）

● 共済見舞金の請求期間…事故発生日の翌日から2年以内です

● 身障見舞金とは…共済期間中の交通事故による傷害が原因で、その後1級または2級の身体障害者となったときは、共済見舞金とは別に、身障見舞金として50万円が支払われます

※この制度は、共済見舞金の給付を受けた会員のみ対象となります

第3次男女共同 参画基本計画



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課 ☎888-1111 (271 ~ 273)

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。

計画の特徴

- ① 経済社会情勢の変化などに対応して、重点分野を新設
 - ▼ 男性・子どもにとっての男女共同参画
 - ▼ 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
 - ▼ 高齢者・障害者・外国人などが安心して暮らせる環境の整備
 - ▼ 科学技術・学術分野における男女共同参画
 - ▼ 地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- ② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定
- ③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に推進
 - ▼ 中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
 - ▼ 政治・司法・経済分野など、これまで取り上げなかった分野などについても積極的に働きかける
- ④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
 - ▼ 女性の継続就業支援や再就職支援などの施設の実施

町は23年度、国・県の基本計画を基にまた、町民の皆さまの意見を参考に、町民による・町民に親しまれる・町民の幸せ作りの基本計画を策定しています。

●男女共同参画社会=男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会

- 職場で**…性別にかかわらず、能力を十分に発揮できる環境をつくり、あらゆる分野への女性の参画を促進しましょう
- 家庭で**…ワーク・ライフ・バランスの促進を図り、男性の家事・育児への参加について男性の理解を深めましょう
- 地域で**…福祉・教育・環境・防災・まちづくりなど、地域課題を解決していくにあたり男女共同参画の視点を持ちましょう
- 学校で**…子どもが将来を見通した自己形成を行い、性別にとらわれず進路を選択することのできる意識の醸成を図りましょう

お互いが認め合い・励まし合い・助け合う社会づくりのために…

ドメスティック・バイオレンスとは

多くの場合、暴力の被害者は女性で、夫や恋人など親しい関係にある男性（婚約者・同棲相手・別れた夫など）からふるわれる身体的・性的・経済的・社会的な暴力のことです。

個人的な関係の中で、経済的・社会的に優位に立つ男性が暴力で女性を支配（コントロール）することで、単なる夫婦げんかではなく暴力であり、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。**

ひとりで悩まず相談してください。いずれの相談も無料で、秘密は必ず守ります。

▼県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）

電話相談 電話番号 029-221-4166（相談専用）

相談時間 平日：午前9時～午後9時／土・日・祭日：午前9時～午後5時

来所相談（電話で予約が必要です）

相談時間 午前9時～午後5時

▼役場（町民活動推進課）

電話相談・来所相談 電話番号 888-1111（273）

相談時間 平日：午前8時30分～午後5時15分

阿見町マラソン大会

師走の阿見町で健脚を競った選手たち

12月4日、総合運動公園で阿見町マラソン大会が行われました。この日は、820人のランナーが出演し、健脚を競い合いました。大会結果は次のとおり（敬称略）。



- 小学生男子低学年（2km）
- 1 海野悠斗（第一小3年） 7分54秒71
 - 2 大関風馬（舟島小1年） 8分07秒84
 - 3 水戸部駿太（阿見小3年） 8分08秒31
 - 4 佐々木悠人 5 宮城優斗 6 小島太志
 - 7 小福田卓弥 8 村上大樹 9 岡村 暁
 - 10 蕪澤史人

- 小学生女子低学年（2km）
- 1 佐々木綾乃（第一小3年） 8分32秒85
 - 2 中村紗夏（阿見小3年） 8分33秒75
 - 3 堺 由奈（阿見小3年） 8分55秒02
 - 4 富田陽香 5 小川由妃 6 坂田光瑠
 - 7 仲川陽菜 8 山田怜奈 9 湯原笑里
 - 10 石引沙也加

- 小学生男子高学年（3km）
- 1 根本 成（阿見小6年） 11分00秒19
 - 2 大関心一郎（舟島小4年） 11分27秒72
 - 3 安田勇太（美穀小6年） 11分35秒22
 - 4 富田峻介 5 白田 進 6 湯原辰光
 - 7 尾上耕太郎 8 中野耕太郎 9 黒田 琢
 - 10 木村優成

- 小学生女子高学年（3km）
- 1 西崎凜々（阿見小4年） 12分57秒51
 - 2 木村朱里（吉原小6年） 13分15秒37
 - 3 長谷川綾香（本郷小5年） 13分17秒55
 - 4 湯原望生 5 山本侑果 6 水落花梨
 - 7 並木彩夏 8 堀田 雅 9 石川真衣
 - 10 荒井優花



- 中学生男子（5km）
- 1 小國侑介（阿見中3年） 16分25秒64
 - 2 塚田 淳（阿見中3年） 17分23秒35
 - 3 岩持壮彦（阿見中3年） 17分35秒40
 - 4 横山隼土 5 押鴨歩夢 6 中村和樹
 - 7 小島啓希 8 竹内 亨 9 圖司亜貴人
 - 10 江上和希

- 中学生女子（3km）
- 1 根本佳小里（阿見中3年） 10分20秒68
 - 2 岡嶋楓華（阿見中2年） 11分22秒38
 - 3 長島詩歩（竹来中2年） 11分33秒17
 - 4 黒澤璃央 5 野口麻季 6 酒井桃子
 - 7 荒井夏海 8 富田悠香 9 樋口絢音
 - 10 袴田樹李

- 一般男子（5km）
- 1 齋藤 順 19分14秒65
 - 2 山口仁志 19分50秒97
 - 3 相馬優樹 20分35秒99
 - 4 永滝重男 5 竹本一郎 6 西崎賢一
 - 7 片見祐司 8 川野辺陵 9 中根裕之
 - 10 染谷章則



- 一般女子（5km）
- 1 大関淑恵 20分06秒64
 - 2 瀬尾由美子 24分04秒68
 - 3 菊地淳子 24分41秒24
 - 4 滝澤千恵 5 田村しのぶ 6 鈴木弘美
 - 7 仲川登紀子 8 松本志信 9 折笠里美
 - 10 村田えりか

- 一般男子（10km）
- 1 鈴木武史 38分11秒66
 - 2 黒沼 淳 38分43秒79
 - 3 安藤宗徳 39分26秒58
 - 4 佐野智央 5 飯沼和也 6 伊熊宏悦
 - 7 時原宏明 8 小嶋正一 9 佐藤吉一
 - 10 織本雅也



地球をたいせつに！

環境政策課 ☎ 888-1111 (116)

地球温暖化防止にご協力ください

1. 地球温暖化の仕組みと影響…地球温暖化を進めているのは主に CO2 です

石油や石炭などの化石燃料に伴って、大気中に CO2 (二酸化炭素) が排出されます。近年、エネルギーの大量消費でこの CO2 濃度が上昇し、地球から宇宙に放出されるはずの熱が大気中に封じ込められる温室効果が進み、地球が温暖化しています。

2. 家庭における地球温暖化対策の重要性…家庭からの CO2 排出量の約 6 割が電気製品や自家用車からです

家庭生活から排出される CO2 は、1 世帯あたり平均で年間約 4,852kg (2009 年度) です。そのうち自動車と電気製品で約 6 割を占めています。

▼ 出典: 温室効果ガスインベントリオフィス

3. CO2 削減のため、日々の生活の中でできること

(1) まず今日のお買い物で、レジ袋はもらわず、マイバックを使用してみましょう

地球温暖化防止やゴミの減量化を図るため、町・推進団体・事業者が締結した協定に基づいて、平成 21 年 6 月 1 日から町内のスーパーなどにおいてレジ袋無料配布中止の取組が始まっています。

～具体的な効果～

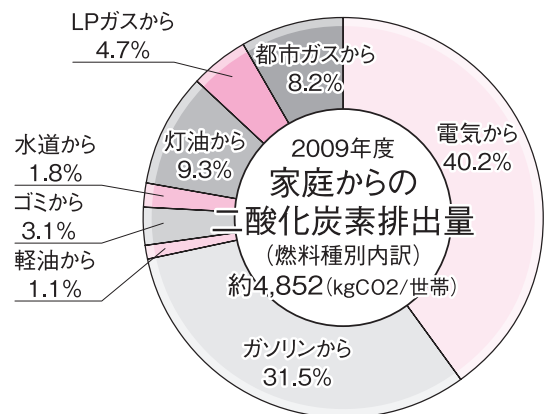
レジ袋辞退率: 平均 83% レジ袋辞退枚数: 360,000 枚
累計約 420.5 トン CO2 削減 (ドラム缶 905 本分)

※平成 23 年 6 月末現在

(2) 車を運転する時は「エコドライブ」を実践してみましょう

環境にやさしい運転～エコドライブのポイント～

- ▼ ふんわりアクセル: やさしい発進を心がけましょう
- ▼ 加減速の少ない運転: 車間距離は余裕をもって交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう
- ▼ 早めのアクセルオフ: エンジンブレーキを積極的に使いましょう
- ▼ アイドリングストップ: 無用なアイドリングをやめましょう
- ▼ 不要な荷物は積まずに走行: 不要な荷物は積まないようにしましょう



■ 2月は省エネルギー月間 ～一人ひとりが心がけよう！ 冬の省エネ～

平成 23 年夏の節電へのご理解とご協力、誠にありがとうございました。

この冬については、東京電力管内においては、次の期間・時間帯における「ピーク電力削減」の要請がなされています。無理のない範囲で引き続きご協力をお願いいたします。

<ピーク電力削減の要請期間/時間> (東京電力管内) 平成 24 年 3 月まで/平日の午前 9 時～午後 9 時

● 冬の節電メニュー

	手 法	効 果
エアコン	冬の暖房時室温は 20℃を目安に	年間で 53.08kWh の節電、CO2:18.6kg 削減、約 1,170 円節約
こたつ	設定温度は低めに	年間で 48.95kWh の節電、CO2:17.2kg 削減、約 1,080 円節約
照明器具	白熱電球を電球蛍光灯または LED 電球に取り替える	年間で 84.00kWh の節電、CO2:29.5kg 削減、約 1,850 円節約 ※電球蛍光灯の場合
洗濯機	洗濯物はまとめて洗いを	年間で 5.88kWh の節電、CO2:2.1kg 削減、約 130 円節約
テレビ	見ない時は消す	年間で 15.00kWh の節電、CO2:5.3kg 削減、約 330 円節約

▲ 出典: (財) 省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」

まちの できごと

『あいさつ・声かけ運動』 各小中学校で実施

青少年育成阿見町民会議では、平成16年から各小中学校の校門前において、『あいさつ・声かけ運動』を展開しています。今年はさらなる運動の普及を図るため、各中学校においては、生徒会を中心に趣向を凝らした内容で、児童と生徒同士が交流を深めることができました。今後もこの運動を地域に発信し、あいさつの輪を広げていきます。



11月1日～4日

『阿見町分区日赤奉仕団』が感謝状授与

東日本大震災後の平成23年3月15日、自宅に戻れず総合保健福祉会館に避難していた人に『阿見町分区日赤奉仕団』が炊出しを行いました。その活動に対して、10月28日に日本赤十字社から感謝状が授与され、町長への報告のため来庁されました。今後も防災訓練などを通じて奉仕団活動を行っていきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



11月15日

役場庁舎に LED照明寄付

ワールド・ワイド・エンジンニアリング株式会社（本社・東京都中央区）から、『直管LED照明（40W蛍光灯相当タイプ）』1300本を役場庁舎でデモンストラクションするために寄付していただき、平成23年11月9日に長谷川代表取締役から町長に目録が手渡されました。その後12月上旬までに、庁舎内の執務室や会議室などに取り付け工事を行いました。町ではこれまでも節電に取り組んできましたが、今回のLED照明への交換により、節電や二酸化炭素排出削減に一層の効果が期待できると考えています。



11月9日

『メアリーデイズストーリー』 竹来中文化祭に出演

平成23年10月22日に開催された第26回竹来中学校秋桜祭に、竹来中学校卒業生3人を含む町在住の4人組バンド『Mary days story（メアリーデイズストーリー）』がゲスト出演しました。演奏が始まると、生徒たちは最高に盛り上がり、思い出に残る文化祭となりました。

また、同バンドは、東日本大震災の復興を目指して茨城を盛り上げていく「茨城魂！プロジェクト」において、「茨城のうた」を制作して歌う代表アーティストに選ばれています。今後の活躍が期待されます。



10月22日

『学校給食レンコンの日』 実穀小で実施

平成23年11月17日、町内全小学校の給食で阿見産のレンコンが出されました。この日は茨城大学の先生や生産者・栄養士が実穀小学校を訪れ、レンコンに関する授業も開かれました。

児童たちは、手に取ったレンコンの穴をのぞきこんだりしながら感触を確かめていました。また、質問の時間では、児童たちから率直な疑問が浴びせられ、専門家の先生たちがたじたじになってしまう場面もありました。



11月17日

お知らせ

Information

茨城大学公開シンポジウム開催

『自然共生を目指す有機農業への新たな道 茨城の現状を踏まえて』というテーマで、公開シンポジウムを開催します。

- ▼期日 2月11日(土)
- ▼時間 午前10時から
- ▼場所 茨城大学農学部1000番講義室(阿見キャンパス)
- ▼内容 講演、シンポジウム
- ▼参加料 無料
- ▼問合せ 茨城大学農学部内シンポジウム事務局 飯塚 ☎888-8707

チャリティ人形供養

使わなくなってしまうお人形・ぬいぐるみなどをゴミに出せずに困っている人のために、人形供養を開催します。

- ▼日時 2月26日(日) ▼受付：午後1時から ▼供養：2時から
- ▼場所 家具の店『樹里』駐車場(若栗1766613 ☎88713421)
- ▼供養料 1体1000円、2体以上2000円(金額は目

安です。お気持ちでいただきますので、強制ではありません。町の社会福祉に役立させていただきます。

- ▼その他 雨天決行。人形などは当日ご持参ください。当日来られない場合は、2月24日(金)25日(土)に家具の店『樹里』で受付します。またはライオンズクラブメンバーに預けていただいても結構です
- ▼問合せ 阿見ライオンズクラブ 菅野 ☎88713608

「鵬墨会展」開催

鵬墨会会員の水墨画作品約120点を展示します。

- ▼日時 2月18日(土)～23日(木)、午前10時～午後5時 ※18日(土)は正午から、23日(木)は午後3時まで。20日(月)は休館
- ▼場所 県南生涯学習センター多目的ホール(土浦市大和町/ウララビル)5階
- ▼その他 入場無料
- ▼問合せ 鵬墨会本部 坂元 ☎88714409

体協だより

各種大会の結果(敬称略)

●町民野球大会

期日	10月2日(日)・10日(月)・23日(日)
場所	総合運動公園町民球場ほか
成績	▼Aブロック ▽優勝:武器学校▽準優勝:阿見ヤンキース▽3位:チェリーボンバーズ、三菱化学
	▼Bブロック ▽優勝:吉野パッツ▽準優勝:プリンス▽3位:JANIS、サーティンオーファンズ

●町民バドミントン大会団体戦

期日	10月30日(日)
場所	県立医療大学体育館
成績	▼男子団体1部▽優勝:ABC▽準優勝:ピギン▽3位:フェニックス、XYZ
	▼男子団体2部▽優勝:ナイスショット▽準優勝:ダックス▽3位:竹来中学校A
	▼男子団体3部▽優勝:みんなとくらぶ▽準優勝:竹来中学校
	▼女子団体1部▽優勝:ダックス▽準優勝:フレームショット
	▼女子団体2部▽優勝:ウイング▽準優勝:竹来中学校A
	▼女子団体3部▽優勝:白鳥▽準優勝:竹来中学校

●スポーツ吹矢阿見大会

期日	10月30日(日)
場所	江戸崎体育館(稲敷市)
成績	▼Aクラス ▽優勝:泉徹▽準優勝:坂下明子▽3位:青木勝久
	▼Bクラス ▽優勝:田沼昭宗▽準優勝:山口貢▽3位:佐藤静子

●学童野球ジュニア大会

期日	11月3日(木)
場所	総合運動公園町民球場
成績	▼個人賞▽20回記念大会賞・特別賞:村山稜・山中雄介(竹来ジュニアスターズ)、大徳力大・小川昇馬(阿見ヤンキース)、宮城優斗・伊藤輝(舟島マリナーズ)、倉持将人・下村海斗(本郷イーグルス)、藤平快・大塚陸斗(阿見上郷ジャガーズ)

●町民ゴルフ大会

期日	11月15日(火)
場所	桜ゴルフクラブ(稲敷市)
成績	▼男子の部▽優勝:渡部儀勝▽準優勝:宮本浩之▽3位:菊地達也
	▼女子の部▽優勝:渡部薫子▽準優勝:藤野あや子▽3位:長谷川淳子
	▼ベストグロス賞▽男子:渡部儀勝▽女子:吉川志満子

●小学生バドミントン大会

期日	11月13日(日)
場所	県立医療大学体育館
3以下男子	▽優勝:大林奏汰(君原)▽準優勝:佐藤元気(吉原)▽3位:斉藤陽向(吉原)、瀬尾龍斗(君原)
	▽優勝:大山太陽(吉原)▽準優勝:中村准也(吉原)▽3位:岩下海心(阿見西)、本田夏輝(鹿嶋)
4以下男子	▽優勝:宮本健矢(吉原)▽準優勝:中村凌士(吉原)▽3位:福田翔性(鹿嶋)、岡田侑樹(吉原)
	▽優勝:宮下彩奈(吉原)▽準優勝:宮下滯奈(吉原)▽3位:仁田麻登香(ナイス)、豊嶋人実(吉原)
3以下女子	▽優勝:天谷貴子(吉原)▽準優勝:遠藤朱莉(阿見西)▽3位:青山莉菜(吉原)、後藤華恋(阿見西)
	▽優勝:豊嶋由夏(吉原)▽準優勝:濱松奈緒子(鹿嶋)▽3位:富田里奈(吉原)、大倉幸実(舟島)
5以下女子	▽優勝:国府田亜美(吉原)▽準優勝:宮本愛央(鹿嶋)▽3位:濱松佳奈子(鹿嶋)、田井ひかる(鹿嶋)
	▽優勝:宮本健矢(吉原)▽準優勝:中村凌士(吉原)▽3位:福田翔性(鹿嶋)、岡田侑樹(吉原)

■問い合わせ

町体育協会事務局(生涯学習課内)
☎888-1111(340)

お知らせ

Information

使用済農業用ポリエチレンの収集

- ▼期日 2月15日(水)
- ▼時間 午前8時～10時
- ▼場所 茨城かずみ農協阿見営農経済センター
- ▼持参品 ▼県農業用プラスチック処理協会への登録料・1000円(平成23年10月に登録された人は無料)▼運搬処分にかかる経費の農家負担料金・1kgあたり5円(当日計量します)▼印鑑
- ▼分別と仕分け ▼農ボリ、農PO、農サクビ、肥料空袋ごとに分別こん包する▼土砂、作物残さ、留金などの金属・竹片・木片などを除去する

- ▼その他 ▼荷づくりは重さ10kg程度とし、農ボリひもで結束する▼パレットでの持ち込みにご協力ください
- ▼問合せ 町農業用プラスチック適正処理対策協議会▼茨城かずみ農協阿見営農経済センター ☎88910621 ▼農業振興課 ☎8881111 (183)

「世界の文化を知ろうーベラルーシ編」

- ▼期日 2月19日(日)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 中央公民館3階集會室
- ▼内容 旧ソビエト連邦から独立し、白ロシアとも呼ばれたベラルーシ共和国の衣食住・教育・環境・福祉などについて紹介します
- ▼講師 サラマシヤンカ・ニーナ氏
- ▼対象 国際交流協会会員および町内在住の人
- ▼その他 申込不要・参加無料
- ▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎8881111(292)

町社会福祉協議会から新入学児童・生徒への「入学祝い」贈呈

- 4月に小・中学校に入学されるお子さんのうち左記に該当する人に、入学祝金を贈呈します。
- ▼対象 ▼ひとり親世帯(母子・父子の世帯)▼要保護・準要保護世帯▼交通遺児等両親のいない子の世帯ーの4月新入

学児童・生徒

- ▼申込方法 2月24日(金)までに、対象者の保護者が直接左記に申し込む

地域ケア研修会参加者募集

- ▼期日 2月25日(土)
- ▼時間 午前10時～11時45分(受付:9時30分から)
- ▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階大会議室
- ▼内容 講演「あなたの笑顔を守りたい」つながる・広がる・口腔ケアに出来ること」
- ▼講師 酒井ゆみ氏(摂食嚥下リハビリテーション認定歯科衛生士)

申込方法

- 2月22日(水)までに電話で左記に申し込む

親子ハイキング参加者募集

- ▼期日 3月3日(土)
- ▼時間 午前8時30分総合保健福祉会館出発(午後5時帰着予定)
- ▼行き先 藤子・F・不二雄ミュージアムほか(神奈川県川崎市)
- ▼対象 町内在住で、ひとり親世帯およびその祖父祖母
- ▼参加料 1世帯2000円(入場券・昼食費含む。大人2人以上参加の場合、追加1人につき別途2000円が必要)
- ▼募集人数 70人(定員で締切)
- ▼申込期間 2月17日(金)まで
- ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

看護師(パート職員)募集

- ▼勤務期間 4月1日(日)～平成25年3月31日(日) ※1年ごとに更新
- ▼勤務日時 土・日・祝日を除く週5日、正午～午後3時30分
- ※時間は応相談
- ▼勤務場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」
- ▼勤務内容 障害者支援センター事業における看護師業務
- ▼時給 1160円
- ▼募集人数 1人
- ▼応募資格 普通自動車運転免許許・正看護師
- ▼応募期間 2月29日(水)まで
- ▼応募方法 事前に電話連絡のうえ、履歴書(6か月以内撮影の写真貼付)を郵送または直接左記に提出する
- ▼選考方法 書類選考・面接
- ▼問合せ 〒300010331 阿見町阿見467111町社会福祉協議会 ☎88710084

竜ヶ崎税務署から

東日本大震災により被害を受けた人へ

- 平成23年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を

受けられた人や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。平成23年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けた人は所得税などの軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続きを行うことで、税金の還付を受けることができます。

電話相談受付

- 3月4日(日)・11日(日)に限り、東日本大震災で被災された人からの所得税・消費税・贈与税に関する電話相談を受け付けます。なお、この2日間の業務は、電話相談のみとなります。
- ▼問合せ 竜ヶ崎税務署 ☎029716611303

「相続登記はお済みですか月間」

- 茨城司法書士会では、2月を相続月間として、相続登記に関する相談を各司法書士事務所です実施します。
- ▼場所 県内各司法書士事務所
- ▼その他 申し込み先は各司法書士事務所。要事前予約。本相談は無料
- ▼問合せ 茨城司法書士会 ☎029122510111

▼「介護教室」受講生募集
 期日 ①2月27日(月)②3月6日(火)
 時間 午後1時30分～3時30分
 場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼内容 ①変形性膝関節症について②障害者自立支援法・町の障害者サービスについて
 ▼講師 ①六崎裕高氏(県立医療大学付属病院)②山本哲也氏(つくば国際大学)・町障害福祉課職員

▼対象 町内在住または在勤で、介護に関心のある人
 ▼募集人数 各回30人程度
 ▼参加料 無料
 ▼申込方法 2月17日(金)までに、電話で左記に申し込む
 ▼問合せ 町地域包括支援センター ☎887-8124

▼「がんばっぺ!茨城就職面接会」開催
 期日 ▼土浦:2月17日(金)▼水戸:2月27日(月)
 時間 午前10時～午後4時
 場所 ▼土浦:ホテルマロウ下筑波(土浦市城北町)▼水戸:ホテルレイクビュー水戸(水戸市宮町)

▼対象 大学院・大学・短大・高专・専修学校の平成24年3月卒業予定者(おおむね既卒3年以内の者を含む)

▼問合せ 茨城労働局職業安定課 ☎029-1224-6218

▼第14回阿見町音楽祭
 日時 3月4日(日)午後2時から(開場:1時30分)
 場所 本郷ふれあいセンター

▼参加料 無料
 ▼出演団体 ▼ゆりかご会▼すずらん▼スタジオ・アルパ▼コール・アミ▼阿見ウイキウイキ会▼阿見フォークソングクラブ▼MYあみハモニカメイツ▼オカリナ・アミーゴ

▼茨城大学混声合唱団(有志)
 ▼問合せ 阿見町音楽祭実行委員会 箕輪 ☎842-3454

▼人工肛門・人工ぼうこうの人の勉強会
 日時 2月26日(日)午前10時30分～午後3時
 場所 つくばサイエンス・インフォメーションセンター(つくば市吾妻)

▼内容 外出・災害老後の対策、ストーマのお手入れ方法、臭い・肌荒れなどの対策—など
 ▼参加料 1000円
 ▼申込方法 2月20日(月)までに、電話で左記に申し込む
 ▼問合せ (公社)日本オストミー協会茨城県支部 山之内 ☎0297-6217463

▼シルバリーハビリ体操指導士3級養成講習会
 県立健康プラザでは、高齢者の介護予防のための「シルバリーハビリ体操」を普及するボランティアとして「シルバリーハビリ体操指導士」の養成を行っています。

▼期日 ▼94コース:4月5日(木)～5月7日(月)の毎週月・木曜日 ▼95コース:4月6日(金)～5月1日(火)の毎週火・金曜日 ▼96コース:5月14日(月)～6月11日(月)の毎週月・木曜日(5月17日(木)は休み)

▼97コース:5月18日(金)～6月12日(火)の毎週火・金曜日 ▼98コース:6月18日(月)～7月19日(木)の毎週月・木曜日(6月21日(木)は休み)
 ▼99コース:6月26日(火)～7月20日(金)の毎週火・金曜日 ※いずれも祝日は休み

▼時間 午前10時～午後3時45分(初日のみ午前9時45分開講)
 ▼場所 県立健康プラザ(水戸市笠原町)
 ▼対象 次のすべての条件を満たす人 ▼県内在住 ▼平成24年4月1日現在で60歳以上(50歳以上を優先) ▼常勤の職に就いていない ▼認定後に地域活動を行うことができる ▼講習会の全日程に参加できる

▼受講料 無料
 ▼申込方法 2月22日(水)まで(当日消印有効)に、往復はがきに郵便番号・住所・氏名・ふりがな・性別・生年月日・平成24年4月1日時点の年齢・電話番号・参加できるコース番号すべて—を明記のうえ、左記に申し込む

▼問合せ 〒310-0852 水戸市笠原町993-2 県立健康プラザ介護予防推進部 ☎029-1243-4217

▼「県民健康フォーラム in 県南」開催
 県南4医師会および県医師会では、生活習慣病予防対策推進事業の一環として、公開講座を開催しています。今回は、「がんにならないために」消化器のがんを中心に」というテーマで開催します。

▼期日 2月25日(土)
 ▼時間 午後2時～4時15分(受付:1時30分から)
 ▼場所 牛久市中央生涯学習センター多目的ホール(牛久市柏田町)

▼参加料 無料
 ▼申込方法 電話で左記に申し込む
 ▼問合せ 龍ヶ崎市・牛久市医師会事務局 ☎0297-16412855

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟までお任せの建築サービスを提供しています。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせて、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建業業知事免許(般-19)第22375号
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
 【本社】阿見町実穀 1283-10
 【海浜浴和】阿見町中央 1-5-32

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

LIXIL 住宅グループ

屋根材 **T-ルーフ**

美しいデザイン・雨音が静か
 軽いから地震に強い
 丈夫で優れた耐久性
 リフォームにも最適
 詳しくはお問合せ下さい。

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...
 費用はどれ位かかるんだろう...など
 住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
 増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(3)第5548号
(有)美都ツ和 阿見町中央 1-5-32
 TEL.029-891-2200

開館2周年をむかえます

●開館2周年をむかえます

予科練平和記念館は、2月2日で開館2周年をむかえます。去年3月11日に起きた東日本大震災で建物に被害を受け、4月18日までの38日間、休館を余儀なくされました。幸いなことに、地震当日の来館者や職員に被害はなく、所蔵資料にも大きな影響はありませんでした。

全国から応援のメッセージをいただいたり、来館された人が知り合いを連れてきてくださったりなど、予科練平和記念館の輪が広がっていることを実感しました。これまでの来館者は約12万7800人(平成23年12月21日現在)で、阿見町の小中学生も授業で来館し、熱心に見学しています。

今後も、予科練や戦時の歴史、町の歴史を多くの人に知っていただけるよう、さまざまなイベントや講演会、企画展示をまいります。これからもご支援をお願いするとともに、みなさんのご来館をお待ちしています。

●第4回所蔵資料展『重キ務メヲナシオヘテー 除隊記念品展』開催中

今回の展示では、^{さかづき}盃を中心とした明治期の除隊記念品と、当館所蔵の陸軍関係資料あわせて約150点を展示しています。

開催日時 平成24年3月25日(日)まで
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) / 月曜日休館(月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館)

場所 予科練平和記念館 20世紀ホール
観覧料 常設展観覧料に含まれます / 大人500円

(400円)、小中高生300円(240円) ※()内は20人以上の団体および各種割引カード提示による割引料金



▲除隊記念の盃や日露戦争戦勝記念の徳利

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

●定例相談●

人権相談 / 行政相談 日時:2月2日(木)3月1日(木)

午前10時～午後3時 / 場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時 /

場所:中郷保育所内 / 訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時 /

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時 / 弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分 [毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約] / 場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時 /

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分 / 場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時 / 場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分 / 弁護士相談:水曜日午後1時～4時 [要予約] / 場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

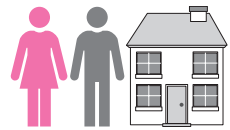
●人口と世帯●

●総人口 47,861人 (-86)

●男性 23,730人 (-97)

●女性 24,131人 (+11)

●世帯数 18,215世帯 (-61)



▽1月1日現在▽常住人口ベース▽ ()内は前月比▽総務課調べ

2月の納税等

固定資産税(4期)
国民健康保険税(9期)
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料(6期)
納期限 2月29日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

3月の納税等



交通事故発生状況 12月(前月比)

消防本部調べ	軽傷	傷	13人(-5)
出場件数 20件(-1)	中傷	3人(-3)	
	重傷	1人(+1)	
※救急車の適正な利用を お願いします	死亡	1人(+1)	
	合計	18人(-6)	

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店